

「令和6年能登半島地震 神戸市被災地支援対策本部」の設置方針

令和6年1月1日、能登半島において、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7.6、また同震災と同じ最大震度7を記録した「令和6年能登半島地震」が発生し、広域にわたり甚大な被害が生じている。

今回の地震は直下型地震であり、多くの建物が倒壊するとともに、生活インフラが壊滅的な被害を受け、密集市街地において火災が発生するなど、阪神・淡路大震災の際の神戸によく似た状況と言える。

阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受け、様々な苦難を乗り越えて復興を果たしてきた神戸市は、その経験や知見、ノウハウ等を活かした本市ならではの被災地復興支援を行うことができる。

阪神・淡路大震災の際に、国内外から多くの支援を受けた自治体として、中長期的にわたって被災地に寄り添った支援を、全庁的に総力を挙げて実施していく体制を構築するため、市長を本部長とする「令和6年能登半島地震 神戸市被災地支援対策本部」を設置する。

1. 設置期間

令和6年1月7日から1年間（状況に応じて延長等を行う。）

2. 構成員

市長（本部長）、副市長（副本部長）、教育長、危機管理監、市長室長、危機管理室長、企画調整局長、地域協働局長、行財政局長、文化スポーツ局長、福祉局長、健康局長、こども家庭局長、環境局長、経済観光局長、建設局長、都市局長、建築住宅局長、港湾局長、消防局長、水道事業管理者、交通事業管理者

3. 支援方針

(1) 被災地に寄り添った支援

- ・ 阪神・淡路大震災の際に、国内外から多くの支援を受けた自治体として、中長期的にわたって被災地に寄り添った支援を、全庁的に総力を挙げて実施する。

(2) 広域支援の枠組みに基づく支援

- ・ 国の調整の下、指定都市市長会や関西広域連合の広域支援の枠組みとして、本市の対口支援（カウンターパート支援）先が石川県珠洲市に決定しており、原則として珠洲市を中心に支援を実施する。

(3) 現地のニーズに即した柔軟な支援

- ・ 珠洲市以外の地域においても、現地の支援ニーズに応じて柔軟かつ速やかに対応していくこととする。

(4) 阪神・淡路大震災の経験や知見、ノウハウを活かした本市ならではの支援

- ・ 阪神・淡路大震災及びその後の復旧・復興の過程を経験した市職員退職者の積極的な活用を図るなど、阪神・淡路大震災の経験や知見、ノウハウを活かした本市ならではの支援を実施する。